

総 政 企 第 228 号 平成27年10月26日

統計委員会委員長 西村 清彦 殿

総務大臣 山 本 早



諮問第82号 国民生活基礎調査の変更について(諮問)

標記について、平成27年9月25日付け厚生労働省発統0925第2号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別添省略

第82号の概要

医民生活基礎調査の変更

45

国民生活基礎調査の概要

調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び 立案に必要な基礎資料を得るとともに、同省が所管する各種調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備すること。

(半半) 昭和61年を初回として3年ごとに大規模調査を、その中間年には簡易調査を実施(平成28年調査は第11回目の大規模調査) 世帯票:世帯及び世帯員に関する基本的事項 (簡易調査では調査事項を縮減) 報告者 (世帯) 調査員 一 報告者 世帯票:年次推移、住居の状況、平均世帯・平均有業人員、家計支出の状況等) 7月の第2又は第3木曜日 健康票:世帯員の健康状態等 介護票:世帯員のうち要介護者の状態等 所得票:世帯員の所得状況等 大規模調査・簡易調査共通) :世帯の貯蓄状況等 指導員 一 調査員 一 — 指導員 \uparrow 所得票及び貯蓄票 貯蓄票 福祉事務所 事務所を設置する町村 保健所 市・特別区及び福祉 A 保健所設置市 調査事項 特別区 6月の第1又は第2木曜日 都道府県 -— 都道府県 約27万7000世帯(約71万6000人) (約14万4000人) (約3万3000人) 厚生労働省 厚生労働省 ⇒ 調査実施翌年の7月頃から順次公表 約5万世帯(約13万人) 各調査票から得られた調査結果(例 \uparrow \uparrow \uparrow 約6,000人 世帯票、健康票及び介護票 約5万5000世帯 約1万3000世帯 世帯票·健康票·介護票 全国の世帯及び世帯員 世帯票·健康票 介護票 所得票·貯蓄票 所得票·貯蓄票 【大規模調查】 (簡易調査) 世帯票 所得票 調査の概要 及び 結果公表 集計事項 調査組織 調査時期 調査範囲 報告者数 調査の 及び 洪忠

国民生活基礎統計の利活用状況

行政施策上の利用

健康增進·疾病対策関連 0

対策推進基本計画(がん対策基本法(平成18年法律第98号)第9条の規定に基づき策定)における目 健康日本21(第二次)(健康増進法(平成14年法律第103号)第7条の規定に基づき策定)及びがん 標値の設定及びその達成状況の評価に利用

年金保険制度関連 0

社会保障審議会年金部会の検討資料として利用 **少子・高齢化対策関連**

O

社会保障審議会少子化対策特別部会及び医療保険部会等の検討資料として利用

介護保険制度関連 O

社会保障審議会介護給付費分科会及び介護保険部会の検討資料として利用

低所得者対策関連

0

子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)第8条の規定に基づく「子どもの 貧困対策に関する大綱」における子どもの貧困に関する指標として利用

他の統計調査への利用

厚生労働省が所管する各種統計調査の報告者を抽出するための母集団情報として利用 0

地方公共団体による利用

地方公共団体における住民の健康調査等の実施や統計年報等の作成の際、単位区別世帯名簿 及び調査票情報を利用 0

諮問に係る舗点(目次)

今回の申請における主な変更点

眦 (年報) 事項の変更 調

(健康票 調査事項の変更 | | |

前回答申時の課題への対応 S

3 基本計画との関係

(1)(市帯票) 調査事項の変更

[選択肢の追加]

[調査実施者の認識]

近年、障害者支援施設の利用者及びその世帯の高齢化が課題となっており、当該施設 に障害者を入所させている世帯への支援方策について検討するため、障害者入所世帯 の状況を把握する必要がある。

[変更内容] 現在甘帯

いた障害者支援施設の入所者を区別して把握する 現在世帯を離れている者の状況を把握する設問に おいて、従来、社会福祉施設の入所者に包含して (調査票新旧対照表 P.1) 選択肢を新たに追加(大規模調査)

[無点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か

(世帯票) (2) 調査事項の変更

選択肢の追加

調査実施者の認識

近年、障害者の雇用者数は毎年過去最高を更新^(注1)している一方で、障害者の雇用 の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められている企業の法定雇 用率(2%)達成割合が約45%(平成26年^(注2))であることを踏まえ、更なる障害者雇用 促進施策等について検討するため、障害者の教育状況を把握する必要がある。

(注1) 平成24年:約38万人、25年:約41万人、26年:約43万人

(注2) 平成26年障害者雇用状況の集計結果

特別支援学級」に在学中又は卒業した者を把握する ため選択肢を新たに追加(大規模調査・簡易調査共 教育の状況(在学中•卒業(最終卒業学校))を把握 こ在学中又は卒業した者のうち、「特別支援学校・ する設問において、「小学・中学」及び「高校・旧制

通)(調查票新旧対照表 P.2)

[瓢点]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か

(健康票) (1) 1-2 調査事項の変更

【設問の追加】

[調査実施者の認識]

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中短期工程表において、健診受診率 に係る成果目標(2020年までに80%)が掲げられたことから、この達成に向けて実効性 のある対策を講じるため、受診機会の傾向を把握する必要がある。

[変更内容]

握する設問において、どのような機会(注)に健診等を 健診等(健康診断、人間ドック等)の受診状況を把 受診したかを把握する設問を新たに追加

(調查票新旧対照表 P.4)

(注)市区町村が実施した健診、勤め先等が実施した健診、学校が実施した健診、人間ドック等

把握目的及び利活用の観点からみて、当該設問の追加は妥当か、また、選択肢の設

定は妥当か。

1 - 2 調査事項の変更 (健康票) (2)

選択肢の追加

[調査実施者の認識]

ん検診受診率50%が未達成(平成25年 $^{(注)})$ であることを踏まえ、その原因について分析 「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)において目標として掲げるが するため、検診の受診機会の実態をより詳細に把握する必要がある。

(注)平成25年国民生活基礎調査の調査結果

[変更内容]

診機会について、従来の「勤め先からの連絡」に加 がん検診の受診状況を把握する設問において、受 え、「市区町村からの連絡」及び「その他」による受 診の状況を把握する選択肢を新たに追加

調查票新旧対照表 P.5)

[二二]

把握目的及び利活用の観点からみて、当該選択肢の追加・設定は妥当か

2 前回 衛申時 の課題 への対応

前回答申(注)において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

国民生活基礎調査の変更について」(平成25年1月25日付け府統委第7号) 「諮問第45号の答申 (洪

今後の課題

ア 就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し

/ 睡眠に関する調査事項の在り方の検討

ウ 非標本誤差の縮小等に向けた取組

(ア) 非標本誤差の縮小に向けて、調査事項の大幅な縮減、郵送調査の導入、調査時期 の統一等の方策の有効性について検証し、その結果を調査に反映 (イ) 中長期的には、非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論の利用可能性に関する 検討について引き続き取り組む。



厚生労働省における対応状況について、部会で確認

3 基本計画との関係

基本計画(注)において、厚生労働省に対し以下の事項が指摘されている。

別表「第2 公的統計の整備に関する事項」部分 項目3(2)「人口減少社会やワーク・ライフ・バランスに対応した統計の整備」 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定) (洪

基本計画における指摘事項

- 〇 所得票及び貯蓄票を用いた調査結果において、都道府県別表章が可能となるよう標本規模 を拡大することについて、試験調査等を実施し、その結果を踏まえて検討する。
- ⇒ 平成28年調査の企画時期までに結論を得る。
- (注) 前回答申において、今後の課題として、所得票及び貯蓄票の標本規模の拡大の実施に当たり、調査事項の大幅な 縮減等、所要の方策の有効性について検証を行うこと等が指摘されている。



厚生労働省における対応状況について、部会で確認